⑶　四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成14年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成14年度以降に元請けとして同種工事の施工実績を有していること。

次の要件を満たすトンネル工事。

・ＮＡＴＭによるトンネル施工延長1,400ｍ以上のトンネルであること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　提出する技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事が出来る。

準備期間を含まない専任期間については、平成30年４月下旬から平成33年３月下旬までを予定している。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成14年度以降に元請けとして、同種工事（上記⑸に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が経常建設共同企業体である場合にあっては構成員のうち１社の配置予定技術者が、特定建設共同企業体である場合にあっては代表構成員の配置予定技術者が、平成14年度以降に元請けとして同種工事（上記⑸に掲げる工事）の経験を有していること。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合には、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなすこととし、また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなすこととする。

また、次に掲げる通達に該当する配置予定技術者にあっては、当該通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合、又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。なお、当該要件に適合しない者を配置予定技術者として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

イ　「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）

ロ　「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）

ハ　「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）

ニ　「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第357号）

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

５）配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。

６）上記１）から４）について確認できる書類を添付すること。該当書類が添付されない場合は、入札に参加できないことがある。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（技術提案書１を含む。以下「技術資料等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書による）。なお、本工事に申請書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。

⑾　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事の許可を有する者であること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　一次審査に関する事項

⑴　一次審査に関する基準　２⑴から⑿までの要件を全て満たす申請書、技術資料等を提出した者のうち、下記⑵による評価を実施し、加算点と評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）までに含まれる者を選抜する。

なお、評価点の評価項目、評価の着目点及び評価点合計の算出方法の詳細は、入札説明書による。

⑵　一次審査の評価に関する基準　本工事の一次審査に関する評価項目は、次のとおりとする。

１）技術提案書１の評価

１．「覆工コンクリートの品質確保」に関する技術提案（技術提案書１）上記、技術提案書１について評価する。

２）技術者評価

１．配置予定技術者の能力（施工経験）上記、配置予定技術者の能力（施工経験）（３件まで）について評価する。

３）企業評価

１．基本企業評価　上記、企業の施工実績（１件）について評価する。

２．ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価　女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定、若者雇用促進法に基づく認定のうち、いずれかの認定の有無について評価する。

４　総合評価に関する事項（二次審査）

⑴　総合評価を行う者の基準（二次審査）３による一次審査で選抜され、技術提案書２を提出した者のうち、契約担当官等から技術提案が適正であると認められた者について、下記により総合評価を行う。

⑵　総合評価の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は、３⑵１）における技術提案書１の評価に加え、次のとおりとする。

１）技術提案書２の評価

１．「現場施工時の配慮事項」に関する技術提案（技術提案書２）上記、技術提案書２について評価する。

２）施工体制評価

ａ　品質確保の実効性　工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

ｂ　施工体制確保の確実性　工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。